

## 一般的な手続きの流れ

### 工事着手前

- 工事着手前に地域のグリーン建築認定員へ建築申請をおこないます。  
※各種基準に満たない場合、認定になりませんので事前に建築申請をおこなうようにして下さい。

### 工事着手

外壁材、使用塗料など仕上材に関して認定を受けていない資材は別途申請が必要となりますので、ご注意下さい。

### 申請書類の準備

- ・必要な書類を集める
- ・各種申請書に明記

認定員より指示がある資料を認定施工店が準備します。

- ・納材証明書
- ・50年後買取証明書発行申請書
- ・使用木材お清め払い申請書

### 申請書類の提出

ご準備頂いた申請書類を認定員へ提出下さい。上棟前に申請頂き、上棟時に認定員が現地にて調査をおこないます。

※認定員より事務局へ提出して下さい。お施主様、施工者からの申請は受け付ける事ができません。

事務局にて申請書類を受領した時点で、認定受領書を発行致します。

### 審査

申請頂いた資料を元に事務局にて認定可否の審査をおこないます。

### 竣工後

家屋完成写真を事務局へ提出

※提出のない場合、認定完了となりません。

### 認定書類のお届け

- 認定証書
- 使用木材お清め払い証明書、伊太祁曾神社お札を送付致します。